

令和 2 年 2 月 10 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、委員会を開催し、慎重な審査を行った要旨について会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 1 号議案 古賀市健康文化施設の指定管理者の指定について

古賀市健康文化施設の設置の目的を効果的に達成するため、施設の管理を行わせる者を指定するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 指定管理の期間が 5 年から 3 年になった理由は、古賀市公共施設等総合管理計画に基づく個別計画を策定するに当たり、今後の健康文化施設としてのクロスパルこがの設置目標を達成するため、施設を有効活用し機能を充実させ、迅速に検討を進めていくためである。
2. 指定管理者の選定は、指定管理料ありきではなく、提案内容すべてを重視したものである。
3. 人員の配置について、人数は少なくなるが、体制を強化することにより市民サービス、安全性の低下にはつながらない。
4. 引継ぎについては、短期間であるが、現指定管理者も快く協力し、万全の態勢で、速やかに取り掛かる。
5. 古賀市民と他自治体住民との利用料の差は、現在のところ設けられていないが、今後協議していく。
6. 今回から、上下水道料金を市で賄うことは、本来なら指定管理者の負担であるが、井水の汲み上げが減少していることにより、市の責任として負担することとした。ただし、無制限に水を使用できるものではないことを確認している。
7. 個人情報に伴う引継ぎは、利用者の負担にならないように、関係機関と協議し、検討している。

【意見】

(賛成意見)

- ・開館時間の延長や、都度利用、地域へ出向いての事業展開など、市民サービスの

向上につながることを期待して、賛成。

- ・市民が安全で効果的に施設を利用できるようにしないといけない。指定管理料は妥当であり、会員数の目標や今後の収支計画を明確にした積極的な計画である。ただし、指定管理者とのコミュニケーションや改善要求などをしっかり行っていくことを求め賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。